

第5次岡山県人権政策推進指針の見直しについて

1 概要

県では、人権施策の基本的な方向性を示す「岡山県人権政策推進指針」を平成13年3月に策定して以来、5年ごとの改定を経て、現在は、令和3年3月に策定した「第5次岡山県人権政策推進指針」に基づき、総合的な人権施策を推進している。

指針の見直しについては、「社会経済情勢等の変化を考慮し、5年を目安に必要な応じ見直しを行う」とされていることから、このたび、今年8月に実施した「人権問題に関する県民意識調査」の結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、第5次指針の見直しを行うこととする。

2 見直しにあたってのたたき台

別添のとおり

3 今後のスケジュール（案）

	県民意識調査及び指針の見直し	人権政策審議会
R6. 11	第57回人権政策審議会	県民意識調査の中間報告（暫定版）
R7. 2	第58回人権政策審議会	第6次指針（骨子案）提示 県民意識調査結果（案）報告 第6次指針（骨子案）審議
R7. 4 7 10	諮問 第59回人権政策審議会 第60回人権政策審議会	知事から審議会へ諮問 第6次指針（素案）審議 第6次指針に係る答申案中間審議
11～	（パブリックコメントの実施）	
R8. 1	第61回人権政策審議会	第6次指針に係る答申案最終審議
1	答申	審議会から知事へ答申
2	（パブリックコメント結果の公表）	
3	第6次指針策定・公表	

指針見直しにあたっての骨子たたき台

現行指針	第6次指針（案）
<p>第1章 背景</p> <p>1 指針策定の趣旨</p> <p>2 人権をめぐる国内外の取組</p> <p>(1)国際社会の取組</p> <p>(2)国の取組</p> <p>(3)県の取組</p>	<p>第1章 背景</p> <p>1 指針策定の趣旨</p> <p>2 人権をめぐる国内外の取組</p> <p>(1)国際社会の取組</p> <p>(2)国の取組</p> <p>(3)県の取組</p>
<p>第2章 基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>「共生社会おかやま」の実現</p> <p>○生命と尊厳を守る社会</p> <p>○互いに多様性を認め支え合う社会</p> <p>○公平な機会を保障する社会</p> <p>2 指針の性格</p>	<p>第2章 基本的な考え方</p> <p>1 基本理念</p> <p>「共生社会おかやま」の実現</p> <p>○生命と尊厳を守る社会</p> <p>○互いに多様性を認め支え合う社会</p> <p>○公平な機会を保障する社会</p> <p>2 指針の性格</p>
<p>第3章 施策の推進方策</p> <p>1 人権尊重の視点に立った行政</p> <p>2 人権啓発・人権教育</p> <p>(1)啓発・教育のあり方</p> <p>(2)様々な場での啓発・教育</p> <p>ア 学校等における教育</p> <p>イ 家庭、地域における啓発・教育</p> <p>ウ 企業等における啓発・教育</p> <p>エ 特定の職業に従事する者への研修等</p> <p>3 相談・支援及び救済</p>	<p>第3章 施策の推進方策</p> <p>1 人権尊重の視点に立った行政</p> <p>2 人権啓発・人権教育</p> <p>(1)啓発・教育のあり方</p> <p>(2)様々な場での啓発・教育</p> <p>ア 学校等における教育</p> <p>イ 家庭、地域における啓発・教育</p> <p>ウ 企業等における啓発・教育</p> <p>エ 特定の職業に従事する者への研修等</p> <p>3 相談・支援及び救済</p>

<p>第4章 課題別施策の推進</p> <p>【各課題共通事項】</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>(2)基本方針</p> <p>(3)施策の方向</p>	<p>第4章 課題別施策の推進</p> <p>【各課題共通事項】</p> <p>(1)現状と課題</p> <p>(2)基本方針</p> <p>(3)施策の方向</p>
<p>1 女性</p> <p>2 子ども</p> <p>3 高齢者</p> <p>4 障害のある人</p> <p>5 同和問題</p> <p>6 外国人</p> <p>7 ハンセン病問題</p> <p>8 患者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV 感染・エイズ ・ その他の疾病等 <p>9 インターネットによる人権侵害</p> <p>10 様々な人権問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等 ○多様な性 ○ホームレス（路上生活者） ○自殺問題 ○被災者 ○刑を終えて出所した人 ○中国残留邦人とその家族、拉致問題等 	<p>1 女性</p> <p>2 子ども</p> <p>3 高齢者</p> <p>4 障害のある人</p> <p>5 同和問題</p> <p>6 外国人</p> <p>7 ハンセン病問題</p> <p>8 患者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV 感染・エイズ ・ その他の疾病等 <p>9 インターネットによる人権侵害</p> <p>10 様々な人権問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等 ○多様な性 ○ホームレス（路上生活者） ○自殺問題 ○被災者 ○刑を終えて出所した人 ○中国残留邦人とその家族、拉致問題等
<p>第5章 推進体制</p> <p>1 県における体制</p> <p>2 国や市町村等との連携・協力</p> <p>3 民間との協働</p>	<p>第5章 推進体制</p> <p>1 県における体制</p> <p>2 国や市町村等との連携・協力</p> <p>3 民間との協働</p>